バーゼル銀行監督委員会による市中協議「信用保証取引のコスト認識」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) から3月22日に公表された市中協議文書「信用保証取引のコスト認識」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがBCBS におけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

総論

- 今回の提案の契機となった取引は、裁定を意図して行われた保証対象エクスポージャーの額と比較して、支払いプレミアムが高額な取引であると認識している。他方、今回の提案は、裁定の意図が無い取引、または、支払いプレミアムが高額ではない取引に対しても、追加的な資本賦課を求める枠組みとなっており、本来の目的に合致しない過剰な実務負荷をもたらすものとなっている。
- 斯かる規制見直しの目的に適合した手段として、我々は、第1の柱による統一的な規制導入ではなく、本規制案をガイダンスと位置付け、当該目線を参考としつつ、第2の柱による各国の事情、または個別取引の特性に応じた肌理細やかな監督を実施する運用が最も望ましいと考える。第1の柱により、一定の条件を定め、それを満たすものに一律資本賦課を行うという手段は、上述のとおり、目的に適合しない取引までも対象となり、規制効果に見合わない管理コストを強いることに加え、機動的な与信管理へのディスインセンティブとなることを危惧している。

各論

Q1 リスク・ウェイトの 150% 閾値に加え、特定の取引類型に対する追加的な免除規定を検討すべきか。特に、(1) 政府機関(国や公的機関を含む)により保証されているエクスポージャー、(2) 保証付きトレードファイナンス取引について、バーゼル委はフィードバックを歓迎する。

総論に記したとおり、本件は第2の柱で扱われるべき、というのが我々の主張であるが、 第1の柱で扱う場合には、以下の点を踏まえた規制とすべきである。

- 少なくとも、政府機関により保証されているエクスポージャーは一律免除するべきである。元来、政府機関は特定の目的に応じた保証の枠組みを設計し、市場への資金供給を促している。その目的に鑑み、規制裁定を助長するものではない。また、(2)保証付きトレードファイナンス取引は、顧客の実取引に基づくものであるため規制裁定の可能性は低く、一律免除が妥当である。また、これらの裁定を意図しない取引を予め対象外とすることにより、保証取組時のリスクウェイトの確認、スプレッド・インカムおよびプレミアムのデータベース化、四半期毎の現在価値計算などの無用な管理コストを抑制することができる。
- なお、「Technical Guidance (1.2)スプレッド・インカムの認識」で示されているとおり、スプレッド・インカムがプレミアムの現在価値計算に当たって勘案される案を各国当局の選択肢の一つとしている点を、我々は支持する。仮に、これを勘案しない場合は、リスクに見合ったプレミアムを得ている、経済合理性のある取引を無用にペナライズすることになる。
- 規制導入に当たっては、リスク管理実務や対顧客折衝上の影響、新規の保証取引をスクリーニングするためのシステム開発などの体制整備が見込まれることから、激変緩和措置および十分な準備期間の設定をお願いしたい。

以上